

2016 年版

不公正貿易報告書

WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た
主要国の貿易政策

経済産業省通商政策局編

**産業構造審議会通商・貿易分科会
不公正貿易政策・措置調査小委員会委員名簿**

委員長	浦田 秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
副委員長	荒木 一郎	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
委員	安藤 光代	慶應義塾大学商学部教授
	井口 直樹	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
	石本 茂彦	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
	伊集院 秀樹	東レ株式会社経営企画室産業政策・調査グループ担当部長
	猪本 有紀	丸紅株式会社経済研究所シニア・アドバイザー
	上條 水美	豊田通商株式会社渉外広報部渉外室上級主査
	亀井 正博	富士通株式会社法務・コンプライアンス・知的財産本部 シニアエキスパート
	国松 麻季	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経済・社会政策部主任研究員／ 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授
	古城 佳子	東京大学大学院総合文化研究科教授
	佐藤 百合	日本貿易振興機構理事
	島田 まどか	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
	庄野 文章	一般社団法人日本化学工業協会常務理事
	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	高橋 理佳	株式会社資生堂グローバル薬務推進部長
	玉田 大	神戸大学大学院法学研究科教授
	内記 香子	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
	中岡 昭彦	前トヨタ自動車株式会社海外渉外部主幹
	中西 優美子	一橋大学大学院法学研究科教授
	長野 二朗	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 上席担当部長
	野坂 雅一	読売新聞東京本社調査研究本部総務
	古本省 三	新日鐵住金株式会社法務部長

目 次

略字・頭字語	xv
序論 本報告書について	1

第 I 部 各国・地域別政策・措置

第 1 章 中国	15
第 2 章 ASEAN 諸国	73
[1] アジア諸国全般	75
[2] ASEAN 各国	78
1. タイ	78
2. インドネシア	82
3. マレーシア	94
4. フィリピン	102
5. ミャンマー	105
6. ベトナム	106
第 3 章 米国	109
第 4 章 EU	161
第 5 章 韓国	177
第 6 章 台湾	181
第 7 章 豪州	185
第 8 章 香港	187
第 9 章 ロシア	189
第 10 章 カナダ	197
第 11 章 インド	199
第 12 章 ブラジル	213
第 13 章 その他	237

＜参考＞本報告書における掲載を終了した案件

第 II 部 WTO協定と主要ケース

総 論 WTO 協定の概要	227
第 1 章 最恵国待遇	235
第 2 章 内国民待遇	245
第 3 章 数量制限	253
＜参考＞輸出規制	261
第 4 章 正当化事由	291
第 5 章 関税	313
第 6 章 アンチ・ダンピング措置	331
第 7 章 補助金・相殺措置	367
第 8 章 セーフガード	407
第 9 章 貿易関連投資措置	429
第 10 章 原産地規則	441
第 11 章 基準・認証制度	447

第12章	サービス貿易	479
第13章	知的財産	511
第14章	政府調達	521
第15章	一方的措置	531
第16章	地域統合	541
第17章	WTOの紛争解決手続	557
第18章	貿易政策・措置の監視	585
補論1	貿易と環境—気候変動対策に係る国境措置の概要とWTOルール整合性—	597
補論2	国際的経済活動と競争法	613

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

総論	経済連携に向けた規律の策定	635
第1章	物品貿易の諸論点	673
	＜関税＞	673
	＜原産地規則＞	675
	＜AD、相殺措置＞	681
	＜セーフガード＞	686
	＜基準・認証制度＞	690
第2章	サービス貿易	693
第3章	人の移動	721
第4章	知的財産	735
第5章	投資	751
	＜参考＞最近の投資協定仲裁事例	798
第6章	競争、政府調達、貿易円滑化	841
	＜競争＞	841
	＜政府調達＞	850
	＜貿易円滑化＞	853
第7章	エネルギー、環境、労働、電子商取引	857
	＜エネルギー＞	857
	＜環境＞	861
	＜労働＞	865
	＜電子商取引＞	871
第8章	国家間における紛争解決、ビジネス環境整備	891
	＜国家間における紛争解決＞	891
	＜ビジネス環境整備＞	902

第 I 部掲載案件 目次

☆は新規掲載案件

第 1 章 中国	15
透明性、統一的行政、司法審査	17
(1) 透明性	17
(2) 統一的行政	18
(3) 司法審査	19
輸出制限措置	20
(1) 輸出税を賦課する措置	20
(2) 原材料に対する輸出制限措置	22
貿易権（貿易に関する許可制度）	23
関 税	24
(1) 関税構造	24
(2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反	26
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置	27
[実施状況]	27
(1) AD 措置及び相殺措置に関する国内法制	27
(2) AD 措置の運用	27
[個別措置]	29
(1) 日本製クロロプレンゴムに対する AD 措置・事情変更レビュー	29
(2) 日本製ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置	30
(3) 日本製レゾルシンに対する AD 措置	31
☆ (4) AD 協定不整合なサンプリング調査の実施 （日本製光ファイバー母材及び日本製アクリル繊維に対する AD 措置）	32
補助金	33
セーフガード	34
セーフガード措置条例	34
貿易関連投資措置	35
基準・認証制度	41
(1) 中国強制認証制度（CCC 制度）	41
(2) 中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制	42
☆ (3) 中国サイバーセキュリティ法案	43
(4) 電子情報製品汚染予防管理方法	44
(5) 化粧品新原料規制	45
(6) 化粧品ラベル規制	46
(7) 化学物質規制	47
サービス貿易	47
(1) 流通	48
(2) 建設、建築・エンジニアリング	49
(3) 電気通信	50
(4) 金融	52
知的財産	56
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	57

(2) 冒認商標問題	62
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	62
政府調達	67
第2章 ASEAN 諸国	73
[1] アジア諸国全般	75
知的財産	75
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	75
[2] ASEAN 各国	78
1. タイ	78
関税	78
関税構造	78
アンチ・ダンピング	79
日本産熱延鋼板に対する AD 措置	79
基準・認証制度	79
鉄鋼製品の強制規格	79
サービス貿易	80
外資規制等	80
2. インドネシア	82
内国民待遇	82
小売業に関するローカルコンテンツ要求	82
数量制限	83
(1) 輸入制限措置(米、塩、中古資本財)	83
(2) 輸入制限措置(医薬品、食料・飲料、履物、電機、子供用玩具、鉄鋼製品に 輸入者登録の義務づけ等)	84
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	85
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	85
関税	87
関税構造	87
アンチ・ダンピング	88
日本製冷延鋼板に対する AD 措置	88
☆貿易関連投資措置	89
LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求	89
基準・認証制度	89
鉄鋼製品の強制規格	89
外国企業の参入障壁となる玩具規制	90
サービス貿易	91
外資規制等	91
知的財産	93
(1) 水際での侵害差止め措置	93
(2) 日インドネシア EPA の履行問題	93
3. マレーシア	94
内国民待遇	94
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題	94
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	95

数量制限	96
(1) 丸太の輸出規制等	96
(2) 電気亜鉛めっき (EG) 鋼板の輸入免税枠制度	96
関 税	97
鋼板の関税引き上げ措置等	97
基準・認証制度	98
鉄鋼製品の強制規格	98
サービス貿易	98
外資規制等	98
知的財産	101
著作権侵害 DVD の流通問題	101
4. フィリピン	102
数量制限	102
未加工鉱石に対する輸出制限	102
関 税	103
関税構造	103
サービス貿易	103
外資規制等	103
5. ミャンマー	105
サービス貿易	105
外資規制等	105
6. ベトナム	106
☆セーフガード	106
鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置	106
第 3 章 米国	109
内国民待遇	111
(1) 港湾維持税	111
(2) 1920 年商船法 (ジョーンズ法)	111
数量制限	112
(1) 輸出管理制度	112
(2) 丸太の輸出規制	113
関 税	113
(1) 高関税品目	113
(2) 時計の関税算定方法	114
アンチ・ダンピング	114
(1) バード修正条項 (DS217/DS234)	116
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定	117
(3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)	122
(4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット条項)	124
(5) モデルマッチング	126
補助金・相殺措置	127
2014 年農業法	127
原産地規則	129
時計の原産地表示規則	129

基準・認証制度	130
(1) 自動車ラベリング法	130
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	131
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	131
サービス貿易	132
(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）	132
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	134
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	135
(4) 海運分野の外資企業の参入規制	135
知的財産	137
(1) 商標制度（オムニバス法第 211 条）	137
(2) 著作権制度	138
(3) 関税法第 337 条	139
政府調達	141
バイ・アメリカン関連法令	141
一方的措置・域外適用	145
1. 米国通商法 301 条関連	145
(1) 1974 年通商法 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1301 条による修正後の手続） 及びその他の関連条項	145
(2) スペシャル 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条）	150
(3) 電気通信条項（1988 年包括通商競争力法第 1371 ～ 1382 条、「1988 年電気通信 貿易法」）	150
(4) 政府調達制裁条項（タイトルⅦ）（1988 年包括通商競争力法第 7003 条によって 修正された連邦バイ・アメリカン法）	152
(5) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項	153
2. その他	153
(1) ヘルムズ・バートン法（Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996）	153
(2) ミャンマー制裁法	154
(3) 包括的イラン制裁法及び国防授權法におけるイラン制裁条項	154
(4) 再輸出管理制度	156
(5) 外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act: FATCA）	157
第 4 章 EU	161
関 税	162
(1) 高関税品目	162
(2) 情報技術協定（Information Technology Agreement）の対象製品の取扱いにかかる 関税分類問題	162
① WTO パネルにおける検討の対象製品	163
② その他の製品	166
アンチ・ダンピング	168
基準・認証制度	168
(1) 電気電子機器への有害物質使用制限に関する欧州指令（RoHS 指令）	168
(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令（EuP）	169
(3) 化学品規制（REACH）	169

(4) 殺生物性製品規則	171
サービス貿易	171
オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制	171
政府調達	172
公共調達新規則案（External Public Procurement Initiative）	172
地域統合	174
譲許税率の引き上げ	174
第5章 韓国	177
関税	177
高関税品目	177
☆アンチ・ダンピング	177
日本製空気圧伝送用バルブに対する AD	177
措置基準・認証制度	178
化学物質の登録及び評価等に関する法律	178
日本産水産物等の輸入規制	179
第6章 台湾	181
関税	181
高関税品目	181
サービス貿易	181
電気通信分野の規制	181
知的財産	182
権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和	182
第7章 豪州	185
関税	185
高関税品目	185
第8章 香港	187
第9章 ロシア	189
内国民待遇	189
(1) 廃車税の導入	189
(2) 私的録音録画補償金制度	190
関税	191
輸出税を巡る措置	192
丸太輸出税	192
第10章 カナダ	197
数量制限	197
丸太の輸出規制	197
関税	197
高関税品目	197
第11章 インド	199
内国民待遇	199
(1) 電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求	199
(2) 電気通信に関するローカルコンテンツ要求等	199
関税	200
(1) 高関税品目	200
(2) 輸入品への特別追加関税の導入	202

アンチ・ダンピング	204
AD 措置の濫用と透明性の欠如	204
補助金	205
食料安全保障法	205
☆セーフガード	206
熱延鋼板に対するセーフガード措置	206
基準・認証制度	207
(1) 鉄鋼製品の強制規格	207
(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度	207
(3) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化	208
(4) 電子・情報通信機器における強制規格の導入	209
サービス貿易	210
外資規制等	210
知的財産	211
医薬品等の特許保護	211
第 12 章 ブラジル	213
内国民待遇	213
ブラジルの自動車に対する工業製品税 (IPI) 引き上げ措置	213
知的財産	214
特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	214
第 13 章 その他	217
アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大	217
イスラエルのタイヤ規制	218
エクアドルの自動車輸入総量規制	220
☆チュニジアのタイヤ輸入規制	220
トルコの商標権侵害問題	220
モンゴルの外資規制法をめぐる動き	221
フラット・パネル・ディスプレイの課税に関する GATT2 条違反	222

コラム 目次

☆は新規特集コラム

第 I 部

第 1 章	中国	
	主な知的財産関連法令の動き	65
	WTO 紛争解決手続と中国の対応	71
第 3 章	米国	
	米国の知的財産保護制度	140
第 9 章	ロシア	
	ロシアの WTO 加盟	193
第 13 章	その他	
	模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題	223

第 II 部

第 3 章	《参考》輸出規制	
	安全保障貿易管理	262
	中国レアアース問題と WTO ルール	269
	資源・エネルギーと WTO ルール	282
第 5 章	関税	
	関税評価にかかる近時の問題点	324
第 6 章	アンチ・ダンピング措置	
	☆アンチ・ダンピング調査における産品間の競争・代替関係の考慮	355
	— WTO 紛争解決手続を通じた損害分析の規律強化 —	
	鉄鋼業界等における過剰生産能力問題	361
第 7 章	補助金・相殺措置	
	公正な競争の実現に向けた国有企業に関するルール	392
	☆補助金規律と新興国の産業支援措置	399
	補助金協定における政策目的の考慮可能性	
	— 研究開発補助金・環境保護補助金 —	402
第 8 章	セーフガード	
	繊維貿易の規制をめぐる歴史について	412
第 9 章	貿易関連投資措置	
	WTO における投資ルール策定の動き	434
	ローカルコンテンツ要求の具体的事例	436
第 11 章	基準・認証制度	
	製品規制を巡る多層的なルール形成の動きについて	471
第 12 章	サービス貿易	
	電子商取引の議論と主要論点	503
	☆情報通信技術 (ICT) サービス通商原則	508
第 15 章	一方的措置	
	EU の類似措置	538

第 17 章	WTO の紛争解決手続	
	☆WTO 紛争解決手続における履行確保の実態・原因分析	576

第Ⅲ部

第 1 章	物品貿易の諸論点	
	NAFTA の原産地規則	680
第 4 章	知的財産	
	知的財産権関連の国際条約	747
	偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) の経緯と意義	748
第 5 章	投資	
	海外投資収益の還流と新興国等における課税問題	754
	投資協定仲裁の活用について	773
	投資家対国家紛争解決手段のオプション	
	— 仲裁の課題と調停の活用可能性を中心に —	775

略語・頭字語

ABAC	APEC Business Advisory Council (APEC ビジネス諮問委員会)
ABTC	APEC Business Travel Card (APEC ビジネス・トラベル・カード)
ACIA	ASEAN Comprehensive Investment Agreement (ASEAN 包括的投資協定)
ACP	African, Caribbean, and Pacific Area (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国)
ACTA	Anti-Counterfeiting Trade Agreement (模倣品・海賊版拡散防止条約)
AD	Anti-dumping (アンチ・ダンピング)
AFAS	ASEAN Framework Agreement on Services (ASEAN サービス枠組協定)
AFTA	ASEAN Free Trade Area (ASEAN 自由貿易地域)
AICO	ASEAN Industrial Cooperation (ASEAN 産業協力スキーム)
AJCEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership (日 ASEAN 包括的経済連携)
AMS	Aggregate Measurement of Support (総合的計量手段)
ANSI	American National Standards Institute (米国国家規格協会)
ANZCERTA	Australia-New Zealand Closer Economic Relationship Treaty Agreement (豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定)
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations (東南アジア諸国連合)
ASEM	Asia-Europe Meeting (アジア欧州会合)
ASME	American Society of Mechanical Engineers (米国機械学会)
ATC	Agreement on Textiles and Clothing (繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定)
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement (ASEAN 物品貿易協定)
ATL	Accelerated Tariff Liberalization (早期関税自由化)
AV	Audio Visual (オーディオ・ビジュアル)
AWG-LCA	Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention (気候変動枠組条約の下での長期的協力行動のための特別作業部会)
BIA	Built in Agenda (ビルト・イン・アジェンダ)
BIMSTEC	Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation (ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ)
BIT	Bilateral Investment Treaty (二国間投資協定)
BOP	Balance of Payment (国際収支)
CAB	Conformity Assessment Body (適合性評価機関)
CAFÉ	Corporate Average Fuel Economy (企業平均燃費)
CAFTA	Central American Free Trade Association (中米自由貿易協定)
CAN	Comunidad Andina (アンデス共同体)
CAP	Common Agricultural Policy (共通農業政策)
CARICOM	Caribbean Community (カリブ共同体)
CB	Capacity Building (キャパシティ・ビルディング)
CBD	Convention on Biological Diversity (生物多様性条約)
CBDR	Common but Differentiated Responsibilities (共通だが差異ある責任)
CBU	Completely Build Up (完成車)
CC	Changing Chapters (関税分類番号の上2桁(類)の変更)
CCC	China Compulsory Certification (中国強制認証マーク)
CCC	Commodity Credit Corporation (関税協力理事会)
CCC	Customs Cooperation Council (商品金融公社)
CECA	India-Singapore Comprehensive Economic Cooperation Agreement (インド・シンガポール包括的経済連携協定)
CEN	Comité Européen de Normalisation (欧州標準化委員会)
CENELEC	Comité Européen de Normalisation Electrotechnique (欧州電気標準化委員会)
CEPA	Closer Economic Partnership Arrangement (香港と中国本土間の経済・貿易緊密化取り決め)
CEPEA	Comprehensive Economic Partnership in East Asia (東アジア包括的経済連携)
CEPT	Common Effective Preferential Tariff Scheme (共通実効特惠関税)
CIME	Committee of International Investment and Multinational Enterprise (OECD 国際投資・多国籍企業委員会)

CIS	Commonwealth of Independent States（独立国家共同体）
CIT	United States Court of International Trade（米国国際貿易裁判所）
CKD	Completely Knocked Down（完全現地組み立て部品）
CLMV	Cambodia, Laos, Myanmar, Viet Nam （ASEAN4 各国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム））
COP	Conference of the Parties（締約国会議）
CRTA	Committee on Regional Trade Agreements（地域貿易協定委員会）
CSI	Coalition of Service Industries（サービス産業連盟）
CTC (rule)	Change in Tariff Classification (rule)（関税番号変更基準）
CTD	Committee on Trade and Development（貿易と開発に関する委員会）
CTE	Committee on Trade and Environment（貿易と環境に関する委員会）
CTG	Council for Trade in Goods（物品理事会）
CTH	Change in Tariff Headings（関税分類番号の上 4 桁（項）の変更）
CTI	Committee on Trade and Investment（APEC 貿易投資委員会）
CTSH	Change in Tariff Sub-Headings（関税分類番号の上 6 桁（号）の変更）
CU	Customs Union（関税同盟）
CVD	Countervailing Duty（相殺措置）
DDA	Doha Development Agenda（ドーハ開発アジェンダ）
DFARS	Department of Defense FAR Supplement（米国国防省調達規則）
DOC	United States Department of Commerce（米国商務省）
DRAM	Dynamic Random Access Memory （記憶保持動作が必要な随時書き込み読み出しメモリー）
DSB	Dispute Settlement Body（紛争解決機関）
DSU	Dispute Settlement Understanding（紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）
EC	Electronic Commerce（電子商取引）
EC	European Community（欧州共同体）
ECT	Energy Charter Treaty（エネルギー憲章条約）
EEA	European Economic Area（欧州経済領域）
EEC	European Economic Community（欧州経済共同体）
EFTA	European Free Trade Association（欧州自由貿易連合）
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
ERIA	Economic Research Institute for ASEAN and East Asia （東アジア・ASEAN 経済研究センター）
ESF	European Services Forum（欧州サービス産業協議会）
ETI	Extraterritorial Income Exclusion（域外所得排除法、旧 FSC）
ETSI	European Telecommunications Standards Institute（電気通信標準化協会）
EU	European Union（欧州連合）
EU-ETS	Emissions Emission Trading Systems（欧州連合域内排出権取引制度）
EuP	Directive on Eco-Design of Energy-using Products （エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する欧州指令）
EVSL	Early Voluntary Sectoral Liberalization（早期自主的自由化）
FA	Facts Available（ファクツ・アベイラブル（知り得た事実））
FAR	Federal Acquisition Regulation（連邦調達規則）
FCC	Federal Communications Commission（連邦通信委員会）
FET	Fair and Equitable Treatment（公正衡平待遇）
FIT	Feed-in Tariff（電力固定価格買取り制度）
FSC	Foreign Sales Corporation（外国販売会社）
FTA	Free Trade Agreement（自由貿易協定）
FTAA	Free Trade Area of Americas（米州自由貿易地域）
FTAAP	Free Trade Area of the Asia-Pacific（アジア太平洋の自由貿易圏）
GATS	General Agreement on Trade in Services（サービスの貿易に関する一般協定）
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）
GCC	Gulf Cooperation Council（湾岸協力理事会）
GI	Geographical Indications（地理的表示）
GLP	Good Laboratory Practice（優良試験所基準（指針））
GMP	Good Manufacturing Practice（優良製造基準（指針））

GPA	Government Procurement Agreement (政府調達に関する協定)
GRP	Good Regulatory Practice (良き規制慣行)
GSP	Generalized System of Preferences (一般特惠関税制度)
GTF	Global Trust Fund (グローバル・トラスト・ファンド)
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System (商品の名称及び分類についての統一システム)
IAP	Individual Action Plans (国別行動計画)
ICC	International Chamber of Commerce (国際商業会議所)
ICN	International Competition Network (国際競争ネットワーク)
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes (投資紛争解決国際センター)
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)
IEC	International Electrotechnical Commission (国際電気標準会議)
IEEE	The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. (米国電気電子学会)
IIA	International Investment Agreement (国際投資協定)
IIPPF	International Intellectual Property Protection Forum (国際知的財産保護フォーラム)
ILO	International Labour Organization (国際労働機関)
ILSA	Iran and Libya Sanctions Act (イラン・リビア制裁法)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
IPR	Intellectual Property Right (知的財産権)
ISDS	Investor-State Dispute Settlement (投資家対国家の紛争解決手続)
ISO	International Organization for Standardization (国際標準化機構)
ISP	Internet Service Provider (インターネット・サービスプロバイダ)
ITA	Information Technology Agreement (情報技術協定)
ITC	International Trade Commission (米国国際貿易委員会)
ITU	International Telecommunication Union (国際電気通信連合)
JETRO	Japan External Trade Organization (日本貿易振興機構)
JICA	Japan International Corporate Agency (国際協力機構)
JISC	Japanese Industrial Standards Committee (日本工業標準調査会)
JSEPA	Japan-Singapore Economic Partnership Agreement for a New Age Partnership (日・シンガポール新時代経済連携協定)
KADI	Komite Anti Dumping Indonesia (インドネシア・アンチダンピング委員会)
LCA	Life Cycle assessment (ライフ・サイクル・アセスメント)
LDC	Least Developed Countries (後発開発途上国)
MAI	Multilateral Agreement on Investment (多数国間投資協定)
MEA	Multilateral Environmental Agreement (多国間環境協定)
MERCOSUR	Mercado Comun del Sur (南米南部共同市場)
MFA	Multifiber Arrangement (繊維製品の国際貿易に関する取極)
MFN	Most Favored Nation (最恵国待遇)
MIC	Myanmar Investment Commission (ミャンマー投資委員会)
MNPED	Ministry of National Planning and Economic Development (ミャンマー国家計画・経済開発省)
MRA	Mutual Recognition Agreement (相互承認協定)
NAFTA	North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)
NAMA	Non-Agricultural Market Access (非農産品市場アクセス)
NCPI	New Commercial Policy Instrument (新通商政策手段)
NGO	Nongovernmental Organization (非政府組織)
NT	National Treatment (内国民待遇)
NTB	Non Tariff Barrier (非関税障壁)
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development (経済開発協力機構)
OMA	Orderly Marketing Arrangements (市場秩序維持取極)
P4	Pacific 4 (太平洋4か国(シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ))
PLT	Patent Law Treaty (特許法条約)
PPM	Processes and Production Methods (生産工程・生産方法)
PR	Performance Requirement (パフォーマンス要求)
PTA	Preferential Tariff Agreement (特惠貿易協定)

QBPC	Quality Brand Protection Committee (優良ブランド保護委員会)
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership (東アジアの包括的経済連携)
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals (化学物質の登録・評価・許可・制限に関する規則)
RoHS	Directives on the Restriction of the use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令)
RPT	Reasonable period of time (勧告の妥当な実施期間)
RTA	Regional Trade Agreement (地域貿易協定)
RVC (rule)	Regional Value Content (rule) (付加価値基準)
S&D	Special and Differential Treatment (特別かつ異なる待遇)
SAARC	South Asian Association for Regional Cooperation (南アジア地域協力連合)
SACU	South African Customs Union (南部アフリカ関税同盟)
SADC	Southern African Development Community (南部アフリカ開発共同体)
SAFTA	South Asian Free Trade Area (南アジア自由貿易圏)
SCC	Stockholm Chamber of Commerce (ストックホルム商業会議所仲裁協会)
SCM	Subsidies and Countervailing Measures (補助金及び相殺関税措置に関する協定)
SFDA	State Food and Drug Administration (中国国家食品薬品监督管理局)
SG	Safeguard (セーフガード)
SICA	Central American Integration System (中米統合機構)
SOE	State-Owned Enterprise (国有企業)
SOR	Standard of Review (スタンダード・オブ・レビュー)
SP (rule)	Specific Process (rule) (加工工程基準)
SPB	Sunset Policy Bulletin (サンセット・ポリシー・ブルテン)
SPF	Spruce, Pine, Fir (トウヒ、マツ、モミ)
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures (衛生植物検疫措置)
SS	Stand Still (スタンドスティル)
SSG	Special Safeguard (特別セーフガード (農業))
STC	Specific Trade Concerns (特定の貿易上の懸念)
TA	Technical Assistance (テクニカル・アシスタンス)
TAFTA	Trans Atlantic Free Trade Area (大西洋自由貿易地域)
TBR	Trade Barriers Regulation (貿易障壁規則)
TBT	Technical Barriers of Trade (貿易の技術的障害)
TEP	Transatlantic Economic Partnership (大西洋経済協力)
TF	Trade Facilitation (貿易円滑化)
TIFA	Trade and Investment Framework Agreement (貿易・投資枠組み協定)
TMB	Textiles Monitoring Body (繊維・繊維製品監視機関)
TNC	Trade Negotiations Committee (貿易交渉委員会)
TPA	Trade Promotion Authority (貿易促進権限)
TPP	Trans-Pacific Partnership (環太平洋パートナーシップ)
TPRB	Trade Policy Review Body (貿易政策検討機関)
TPRM	Trade Policy Review Mechanism (貿易政策検討制度)
TRIMs	Trade Related Investment Measures (貿易に関連する投資措置)
TRIPS	Trade Related Intellectual Property Rights (知的所有権の貿易関連の側面)
TRM	Transitional Review Mechanism (経過的審査メカニズム)
TRQ	Tariff Rate Quota (関税割当)
TSG	Transitional Safeguard (経過的セーフガード (繊維))
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law (国連国際商取引法委員会)
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)
UNECE	United Nations Economic Commission for Europe (国連欧州経済委員会)
UNEP	United Nations Environment Programme (国連環境計画)
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change (国連気候変動枠組条約)
UR	Uruguay Round (ウルグアイ・ラウンド)
USTR	United States Trade Representative (米国通商代表部)
VRA	Voluntary Restraint Agreement (自主規制取極)
WCO	World Customs Organization (世界税関機構)
WCT	WIPO Copyright Treaty (WIPO 著作権条約)

WEEE	Directives on Waste Electrical and Electronic Equipment (廃電気電子機器指令)
WIPO	World Intellectual Property Organization (世界知的所有権機関)
WP	Working Party (作業部会)
WPPT	WIPO Phonograms and Performances Treaty (WIPO 実演・レコード条約)
WTO	World Trade Organization (世界貿易機関)

序論 本報告書について

本報告書は、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会に設置された通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が公表した 25 回目の年次報告書である。

1. 本報告書の目的と構成

(1) WTO 協定、経済連携協定等の国際ルールの遵守の確保

本報告書は、貿易摩擦を巡る議論に対して冷静かつ建設的な解決を模索するために、各国の貿易政策を規律する国際的に合意されたルールを基準として評価するという「基本的考え方」を提示することを、1つの主たる目的としてきた。後述のとおり、過去 24 回の報告書の公表を通じて、こうした考え方は、広く内外各層の理解・支持を得ることに成功してきたと言える。

また、本報告書は、上記基準をもとに、我が国の主要貿易相手国・地域（以下、「国・地域」を単に「国」と表すことがある）が採用している貿易政策・措置のうち問題のあるものを明らかにし、これらの政策・措置の撤廃や改善を促すこともその目的としてきた。上述のとおり当初の「基本的考え方の提示」という目的が相当程度達成されつつある一方で、我が国産業界の貿易・投資活動の拡大に伴ってその活動の態様も変化し、また国際貿易秩序において新たなプレイヤーの比重が増し、また、WTO 協定に加えて経済連携協定等の二国間・地域協定の数も飛躍的に増加する中、本報告書において、貿易政策・措置の国際ルールとの整合性の状況を分析する役割は、ますます重要になっている。

本報告書は、我が国が当事国である WTO 協定、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）及び投資協定（IIA）（以下、序論においてこれらの協定をまとめて「経済連携協定等」という）に照らして、政策・措置の状況の分析を包括的に行うものとしては我が国唯一の報告書である。

(2) WTO 協定、経済連携協定等の国際ルールについての理解促進

本報告書はまた、WTO 協定、経済連携協定等の国際ルールについての実践的解説書としての役割も担っている。

1995 年に発効した WTO 協定は、多国間での国際貿易ルールを規定するものとしては、大変重要なものであるが、多くの人々や企業の意識からは、まだ遠い存在である。そのため、本報告書の第Ⅱ部においては、現行ルールの内容やその背景にある基本的考え方などについて、主要ケースを踏まえながら詳細な解説を付すとともに、現行ルールの潜在的な問題点も指摘し、それらが今後更に改善・強化されるべき事項を指摘して、部分的にはあっても今後の方向性に関する示唆を提供することを心掛けている。これらの箇所と、第Ⅰ部における、各国の貿易政策・措置の問題点の実例に即した分析があいまって、WTO 協定等の国際ルールの意義及びその可能性について、各方面で理解を深めていただけることを期待している。

また、近年では数多くの経済連携協定等が我が国を含む世界各国で締結され、WTO 協定を補完する新たな国際ルールとして、貿易・投資政策の様々な側面に係る各国の権利・義務を規律している。これらは、第Ⅲ部において紹介している。なお、2016 年版報告書では、我が国が締結した経済連携協定等に基づく義務との整合性に疑義のある措置も第Ⅰ部で取り上げている（インドネシア－鉱物資源輸出規制及びローカル・コンテンツ問題並びに日インドネシア EPA の履行（部分意匠制度、外国周知商標制度及び包括委任状制度の導入）問題）。

(3) 基本的考え方の提示

初版発行当時の 1990 年代前半においては、相手国の貿易政策・措置を評価する際にしばしば一方的で結果主義的な基準が用いられ、多様化・複雑化している国際経済問題の解決をかえって困難にってしまう場合が少なくなかった。しかしながら、WTO が発足した 1990 年代半ばを境に、こうした

ケースは総じて減少しつつあり、むしろ WTO 協定及び経済連携協定等の国際ルールの整合性の確保が問題とされることが増加している。こうした変化は、貿易問題はルールに基づいて解決すべきという本報告書の理念が広く受け入れられてきた証左と見ることができよう。

また、本報告書は、国際貿易政策・措置の問題を解決するための具体的方策として WTO の紛争解決手続の活用的重要性を提言してきたが、この点についても大きな成果が見られる。世界の主要貿易国を含む多くの国が WTO 上級委員会を中核とする紛争解決手続を活用することによって、WTO 協定に照らして疑義のある措置の是非については、同手続に則り公平かつ客観的な判断を仰ぐべきだという認識が浸透した。更に、投資協定や自由貿易協定等に基づく義務の違反に対して、各協定で定められた仲裁手続を用いて解決が図られる例が、1990 年代後半から世界各国で飛躍的に増加し、国際仲裁機関における判断例も蓄積が進んでいる。これは、WTO 協定及び自由貿易協定等が信頼性の高い規範であるとの認識が世界各国において共有されるとともに、これらの協定が備える画期的な紛争解決制度を各国政府・企業等が具体的な紛争案件の解決のために積極的に活用することによって、貿易・投資政策における国際ルールの重要性及び実効性を向上させてきた現れである。ただし、以下、2. (2) に述べる「結果志向型」の考え方が消滅した訳ではなく、また、紛争解決手続によらずして一方的措置によって問題解決を図ろうとする動きがなくなった訳でもない。一般的に、細部にわたる規律と強制力を伴う執行が可能な国内法と異なり、国際ルールが有効に機能するかどうかは、各国の遵守意識や、裁定メカニズムの実効性に拠るところが大きい。今後の世界経済の動向次第では、いつでも揺れ戻しのリスクがある。実際、2008 年の金融危機に端を発した厳しい世界経済の状況の中、各国において、新たな貿易の障壁となるような規制強化、関税引き上げ等の措置の導入がなされている。こうしたリスクに

留意しつつ、引き続き、WTO 協定及び自由貿易協定等の下で、より一層安定した世界貿易体制を形成するために、本報告書がこれまで堅持してきた基本的理念を引き続き国内外に示していくことが重要であると考えられる。

2. 基本的視点

以下に述べる本報告書の初版以来の基本的理念は、現在では多くの方々に「当然のこと」として捉えられるようになってきたかもしれない。しかしながら、上述の「揺れ戻し」のリスクを勘案すれば、なおその内容を明確に示しておく必要があると考える。

(1) 貿易政策・措置の「公正性」とは何か

本報告書は、貿易政策・措置の公正性の認定にあたり、第 1 回報告書以来一貫して「ルール志向型基準」に従って分析を行ってきている。

ルール志向型基準とは

本報告書のよって立つ「ルール志向型基準」は、各国の貿易政策・措置の公正性を論じるにあたって、国際的に合意されたルールを基準とすることを指す。ルールに従うことは、物事を公正に取り進める上で必要不可欠の条件である。オックスフォード英語辞典 (COD) も、“fair” という単語の第一義に “in accordance with the rules” という定義を掲げている。本報告書で評価基準としているのは、現在の時点で有効な国際ルールであり、適当な国際ルールが存在しない場合には、まずルールの定立を期すべきであり、国際ルールなしに公正・不公正を論ずるべきではない、との立場を採用している。「ルール志向型基準」という場合の貿易関連の「ルール」として、本報告書では以下のものを採用している。

第一は、WTO 協定である。本協定は、GATT が規律するモノ（物品）の分野のみならず、サー

ビス、知的財産保護等の新分野をも対象とする、国際貿易に関する最も包括的な国際規範である。

第二は、WTO 協定以外の国際条約、国際法上の基本原則その他の国際慣習法である。これらは、WTO 協定の対象とする分野、又は WTO 協定の対象としない分野について締結される国際条約や、国際法秩序を支えるその他の国際法規範であり、WTO 協定を補充するものである。WTO 協定以外の国際条約の例としては、経済連携協定・自由貿易協定、投資協定、二国間の経済・通商事項を規律する二国間条約、WTO 以外の多数国間条約が挙げられる。また、成文法の形をとらない国際法上の基本原則その他の国際慣習法は、我が国を含むすべての国家が当然に遵守すべき規範である。

近年、経済連携協定等が貿易政策の分野で果たす役割は相対的に拡大しつつあるが、我が国としては、WTO 協定という基盤的国際通商ルールの深化・拡充に積極的に貢献することを基本としつつ、WTO 体制を補完するものとして、経済連携協定等を通じた二国間／地域秩序構築へ、主体的に関与していくとの姿勢が重要である。当然、経済連携協定等の WTO 協定整合性を確保することも、忘れてはならない。

ルール志向型基準の意義

この基準に則って調査・検討を行うことの意義は、基本的に3つある。

第一に、市場競争に関連して公正性が問われ得る対象は、競争がもたらす「結果」ではなく、あくまで競争が「ルール」に基づいて行われているかどうかである。合意されたルールに従って競争がフェアに行われた場合に、その結果に即して公正性を問うことは、単にフェアプレイの精神にもとるにとどまらず、合意に基づくルールの基盤を破壊することであると言わざるを得ない。また、結果に対する異議申立てがなされた場合、これに対する理性的な対応は、合意されたルールが国際貿易の発展という基本目的に照らして適切に運用されているかを再吟味して、公平性の確保に努め

ることであり、短絡的にルールを無視して、結果志向型アプローチに基づいて提起される要求に対して個別に対応することではない。

第二に、参加国が国際交渉の場において合意し、その履行を相互に約束した事項に関する限り、約束違反の事例を指摘してその是正を求めることは、単に正当な行為であるのみならず、合意の実効性を担保するために必要な行為でもある。我々は、かかる公正性の要求に関しては、広い国際的同意が既に得られていると考えている。

第三に、通商摩擦を巡る議論の混乱と感情的な対立を避け、政治問題化させないためには、他国の貿易政策・措置に対する批判や非難が、国際的に合意されたルールに照らしてどのような根拠を持つかを、冷静に判別することが必要である。WTO 紛争解決手続はこのために設けられており、例えば、米国通商法第 301 条等に基づいて、WTO 紛争解決手続の判断を経ずに、一方的に他国の WTO 協定違反等を認定し、制裁措置を実施することは、WTO 協定に違反する措置であって許されない。また、我が国とアジア諸国との経済関係が緊密化する中で、これら諸国との個別取引を巡る問題も増大しているが、こうした問題を政治問題化せず、WTO 協定及び経済連携協定に基づく経済秩序に対する信頼を基盤として、ルールに即して国家間において冷静かつ建設的に解決することは、これらの諸国との間で成熟した経済関係を構築するうえで重要である。また、我が国の多くの経済連携協定（EPA）において、ビジネス環境・改善にむけた議論の場が設置されることが規定されており、相手国の貿易・投資関連制度や実施状況を議論することが可能になっている。これも政治問題化をさせず、冷静かつ建設的な議論をするために、ルールに沿ってつくられた議論の場である。更に、多くの経済連携協定等で規定されている紛争処理規定では、私人たる投資家と投資受入国との間で争いが生じた場合、投資家が自ら受入国を相手に案件を国際仲裁に付託することにより、国際ルールに基づく救済を得ることがで

きる手続を定めており、これも近年ではルールの実効性を担保するツールとして有効に機能している。このように、ルール志向型の公正性判断基準を用いて調査・検討を行うことの1つの意義は、通商摩擦を巡る議論を生産的な軌道に乗せる手段を提供することにある。相手国の貿易・投資制度について、解決するためのツールと政府・企業との関係について、フローチャートに整理したものは別添の通りである。政府は、問題を把握した後、問題の種類や性質等に応じて、有効なツールを選択肢し、解決にむけて取り組んでいくことが必要である。

なお、第1回報告書では、「『All are sinners』との認識を共有し、問題解決に向けた相互努力を促すこと」を本報告書のねらいの1つとしているが、このような姿勢の重要性を改めて強調したい。

(2) 「結果志向型基準」の問題点

本報告書では第1回目の刊行以来、ルール志向型基準に反するものとして、「結果志向型基準」の問題点を指摘してきた。「結果志向型基準」とは、特定国との貿易に関し自国に不利な「結果」が生じている場合に、そのことだけを理由にして、相手国が適用している政策・措置を「不公正」又は「不合理」と認定する基準である。例えば、特定国との貿易収支の不均衡が大きい場合や、特定の製品の輸出が期待するほどに伸長しない場合等に、そのことによって直ちに相手国の貿易政策・措置を「不公正」であると認定する考え方である。このような「結果志向型基準」は、具体的には次のような問題点を有している。

客観性の欠如

第一に、「結果志向型基準」には、判断基準が特定国によって一方的に作られたものであり、国際的に合意されたルールに基づくものでないという問題がある。自らが設定した基準のみに基づいて相手国を「不公正」であるとする批判は客観性を有していない。

国際規範が不十分な場合、次善の策として一方

的な判断も許されるとの見解もあるが、本報告書はこれを支持しない。係るアプローチは、貿易摩擦を冷静かつ建設的に処理する枠組みとしての安定性を欠くと考えからである。

結果主義的考え方（因果関係の無視）

第二に、この基準はいわゆる「結果主義」的な考え方であり、貿易の「結果」が問題とされる政策・措置によってもたらされてはいない場合であっても、因果関係があるかのように情緒的に問題を捉えて「不公正」と判断するという問題がある。

こうした「結果主義」的な考え方の背景には、二国間のマクロの経常又は貿易収支の不均衡と市場アクセスの不完全性との間に直接的な関係があるという考え方が潜んでいると思われる。しかし、マクロの貿易収支の不均衡の問題とミクロの貿易政策・措置が直接関係していないことは、経済学的に証明されている。

管理貿易への転化の危険（反競争的效果）

第三に、こうした「結果主義的」な考え方は、容易に「管理貿易」に転化するという問題を有している。貿易の結果が自国にとって望ましくない場合、特定の外国製品の市場シェアや輸入額等の具体的な結果の達成（数値目標）を相手国に要求する政策が追求されることがある。この種の議論は、ウルグアイ・ラウンドを開始することとなる1986年のプンタ・デル・エステ宣言の議長サマリーに記録されているように、「利益の均衡」(balance of benefits) 論として展開されたこともある。

上記のような要求は、しばしば相手国の措置等を不公正と指弾するのみならず、それが反競争的だとする形でも主張されるが、そもそもかかる要求は、「機会の平等」ではなく「結果の平等」を求めるものであって、市場経済のエンジンとも言うべき、真の競争が持つ多くの優れた機能を阻害する危険性をはらんでいる。これは市場経済の放棄につながり、市場経済原則によって世界経済の発展を図るというWTO協定等の基本的理念から大きく逸脱するものである。

(3) 「ルール志向型基準」を補完する 経済的視点

本報告書は、「ルール志向型基準」を基本的な視点としているために、おのずと法学的な分析が支配的になるが、このアプローチを補完するために、第1回報告書以来、本報告書はルールや措置が持つ「経済的インプリケーション」に関しても簡潔に言及してきている。その理由は基本的に3つある。

第一に、合意された国際取引ルールや紛争解決メカニズムを逸脱する貿易政策・措置は、単にルール違反であるということにとどまらず、国際取引の予見可能性や透明性を損ない、物品・サービスの円滑な国際的流れを歪曲することによって、各国の経済厚生に対して無視できない悪影響を及ぼすことがある。このような経済効果を視野に収めることによって、公正な国際取引ルールと紛争解決メカニズムの重要性に関する理解が一層深められることになるからである。

第二に、現行の国際取引ルールと紛争解決メカニズムは、各国の政府、生産者及び消費者の経済活動を支える制度的枠組みとなっており、その下で実現される各国の経済厚生水準に大きな影響を及ぼしている。換言すれば、現行の国際取引ルールとの整合性や紛争解決メカニズムを逸脱しない貿易上の政策・措置も、基本的には、それらルールとメカニズムを前提として採用されていると捉えることができるはずであり、そのルールとメカニズムの持つ経済的インプリケーションを理解する作業は、現行制度の意味と意義を理解する上で基本的な重要性を持っているからである。

第三に、国際貿易ルールと紛争解決メカニズムは一定不変の与件ではなく、国際的な合意さえ成立すれば、変更可能な制度的枠組みである。現在までに国際規範が存在しない場合には、まずもって規範の定立を図るべきだというのが本報告書の基本的な立場であるが、新たな国際規範の在り方を模索する際には、代替的なルールとメカニズムが各国の経済厚生に対して持つインプリケーションを正確に視野に収めた上で、制度の社会的選択

を行うべきだからである。

3. 2016年版報告書について

本報告書は、上述のとおり、本論を三部構成としている。第Ⅰ部においては、我が国の主要貿易相手国・地域を対象に、各国・地域ごとの貿易政策・措置のうち WTO 協定等の国際ルール上で問題点があると考えられるものを取りまとめている。第Ⅱ部においては、第Ⅰ部の問題点の指摘の根拠となる WTO 各協定等の国際ルールと、主要ケースに関する解説を行っている。第Ⅲ部では、経済連携協定等において定められているルールの概観及び解説を、分野ごとにまとめている。また、毎年いくつかのテーマを取り上げ、コラムとしてまとめている。

一般的に、国際ルールを根拠として他国の政策・措置の改善を求めるにあたっては、産業界、有識者を含む広く民間と政府が効果的に連携することが必要である。2016年版報告書の執筆・編集にあたっては、この問題意識の下、WTO 協定、経済連携協定等の通商に係る国際ルール及びその動向について、理解の促進を図るとともに、積極的な情報発信を行えるように努めた。

例えば、第Ⅰ部で取り上げる各政策・措置については、可能な範囲で、①措置の概要、②国際ルール上の問題点、③最近の動きの3段構成にして記述することとしている。これにより、各国の措置が WTO 協定上どのような点で問題となりうるのかを示し、読者が WTO 協定の理解を深めるの一助とすることがその狙いである。また、日本政府の対応についても具体的に記述するよう努めているが、こうした政策情報のフィードバックが、広く通商政策に関するより良い理解に繋がり、官民連携促進の一助となることを期待している。その目的から、本年も報告書作成にあたり、予め事務局を通じて掲載案件予定リストを一般に公表し、新規追加案件を含め意見を求めた。

第Ⅱ部においては、WTO 紛争解決手続について詳細な解説を行うなど、広く一般の方々にも理解が容易となるよう努めた。

第Ⅲ部では、我が国が締結した経済連携協定等に加えて、諸外国間の主要な協定の内容を掲載することにより、広い視野を確保するよう努めた。2016 年版報告書では、環太平洋パートナーシップ (TPP)、日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)、日 EU・EPA 等について、国内外の最新の動向を記載している。

資料編においては、WTO 紛争解決手続の概説を行うとともに、「ドーハ開発アジェンダ」の動向等について紹介を行っている。

対象国・地域

第Ⅰ部では、従来から、我が国との貿易額（当該国への輸出額と当該国からの輸入額の合計）を基準として、主要十数か国・地域を中心に扱うこととしている。2016 年版でも同様の方針の下、貿易額で上位にある中国、ASEAN 諸国^(注)、米国、EU、韓国、台湾、豪州、香港、ロシア、カナダ、インド、ブラジルを対象とすることとする。

（注）ASEAN は 1 つの独立の関税地域として WTO に加盟しているものではないが、各国共通の問題もあることから、1 つの章にまとめて取り扱うこととする。

＜図表序－１＞ 我が国の主要国・地域貿易額

中国	32.7
ASEAN 諸国	23.3
米国	23.3
EU	16.6
韓国	8.6
台湾	7.3
豪州	5.8
香港	4.5
ロシア	2.5
カナダ	2.0
インド	1.6
ブラジル	1.4
世界計	154.0

（備考）財務省「平成 27 年分貿易統計」（確報）より作成。
金額の単位は兆円。

取り上げる政策・措置

第Ⅰ部では、対象国・地域の貿易・投資関連の政策・措置を対象としている。すなわち、相手国政府の政策・措置と直接に関係のない商慣行等は含まない。

ただし、それら政策・措置を網羅的に取り上げるのではなく、我が国の経済、貿易活動にとって重要と考えられるものを中心に、WTO をはじめとする国際ルールとの整合性上問題となる可能性のあるものについて、調査・指摘を行っている。

なお、WTO 整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置についても、WTO の精神に照らして自由化が強く望まれるものや、新たなルールによって規律されるべきものもある。高関税・非譲許、サービス貿易、政府調達などで該当するものがあるが、これらについては、各案件の冒頭に「本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。」と記載し、国際ルール違反ではないことを明らかにした上で、一部掲載の対象としている。

その他

本報告書の記述は、特段の断りがない限り、2016年2月末時点のものである。

本報告書の内容は経済産業省のインターネットのホームページ上で公開している。

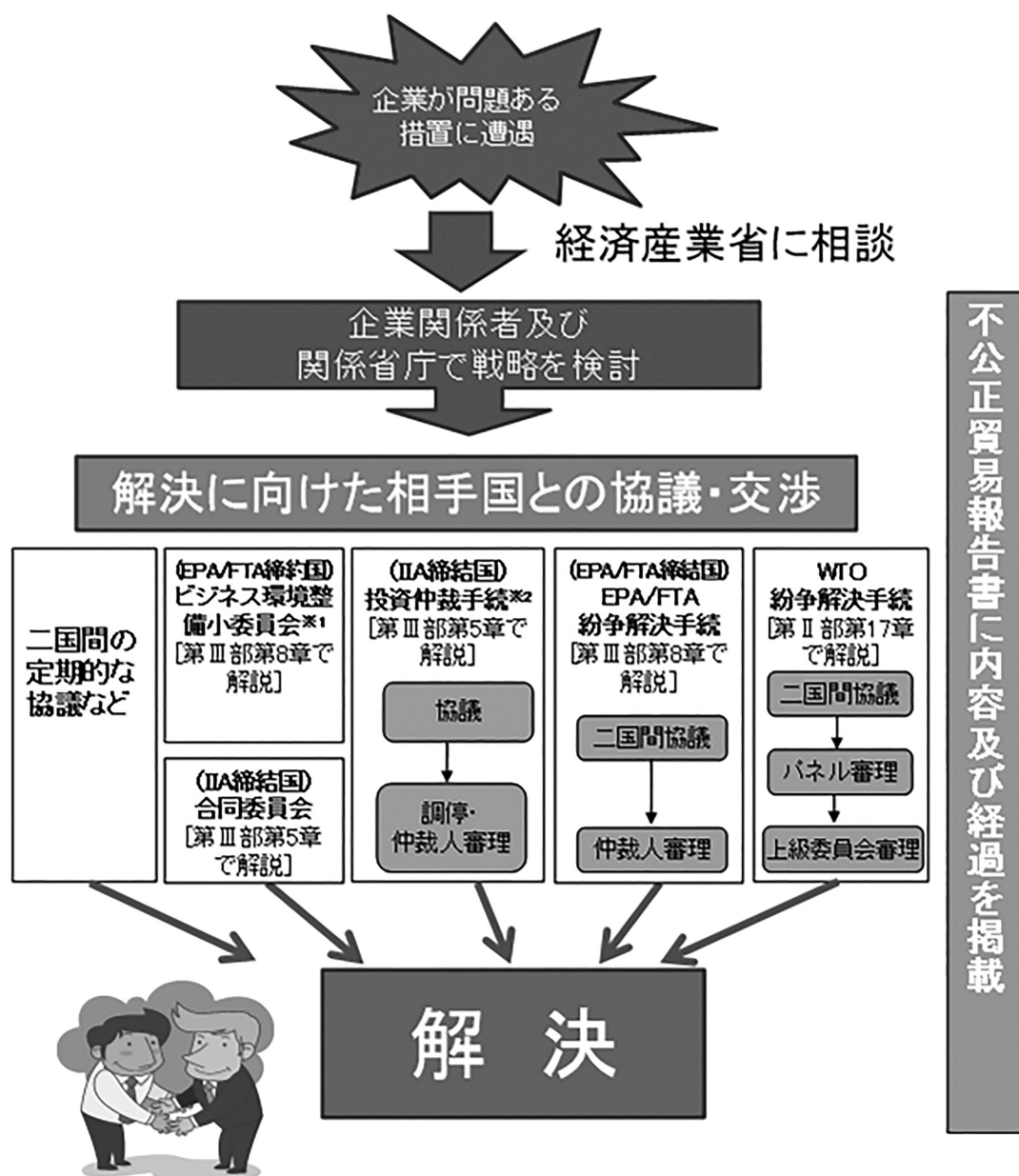
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_compliance_report/index.html

※1 ビジネス環境整備小委員会には、産業界（現地商工会等）も参加可能

※2 投資仲裁手続は投資家（企業）と相手国政府で行うもの

※3 上記フローチャートは政府による解決の典型的な例の流れを示したもの

＜図表序－２＞ 不公正な措置を改善するためのフローチャート



※1 ビジネス環境整備小委員会には、産業界（現地商工会等）も参加可能

※2 投資仲裁手続は投資家（企業）と相手国政府で行うもの

※3 上記フローチャートは政府による解決の典型的な例の流れを示したもの

<図表序-3> WTO と EPA/FTA の関係

- WTOは、ラウンド交渉を通じて、等しく貿易障壁(関税など)の削減・撤廃を目指す。
○EPA/FTAの締結により、締約国間のみでさらに貿易の自由化を行うことが可能。

